

老人クラブ歩行会企画実施委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

参加者は老人クラブ会員（概ね60歳以上）である。会員相互の親睦と高齢者の健康増進を目的に、バスで目的地へ向かい、リフレッシュする時間を過ごす。参加者は、1日あたり最大343名（バス7台×正座席49名）を見込んでいる。

高齢者が、安全かつ健康的で無理のない行程、日常生活から離れ、リフレッシュできる内容（体験施設や見学施設など）を企画・実施できる旅行事業者を公募する。

2 業務概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業務名 | 老人クラブ歩行会企画実施委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「老人クラブ歩行会企画実施委託仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和7年12月12日（金） |
| (4) 委託上限額 | 8,743,450円（消費税込） |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間

令和7年5月12日（月）～令和7年6月12日（木） 午後5時

- (2) 質問受付期間

令和7年5月12日（月）～令和7年5月26日（月）

- (3) 質問回答日
令和7年5月30日(金)
- (4) 参加表明書の提出期限
令和7年6月12日(木) 午後5時厳守
- (5) 提案書提出期限
令和7年6月12日(木) 午後5時厳守
- (6) 第一次審査(書類審査)
令和7年6月19日(木)
- (7) 第二次審査(プレゼンテーション)
令和7年6月30日(月)
- (8) 最終選定結果通知
令和7年7月2日(水)

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間：令和7年5月12日(月)～令和7年6月12日(木)
 - イ 公募方法：江東区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間：公募開始～令和7年5月26日(月) 午後5時必着
 - イ 質問方法：電子メールにより下記11 担当部署まで【様式2】質問票により提出すること。
 - ウ 回答日時：令和7年5月30日(金)
 - エ 回答方法：江東区ホームページ (<http://www.city.koto.lg.jp>) に掲示し、個別の回答は行わない
- (3) 応募書類の提出
 - ア 提出期限：令和7年6月12日(木) 午後5時厳守(必着)
 - イ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時)または郵送
※持込み先は、下記11 担当部署まで
郵送の場合は、簡易書留等配達状況の確認ができる方法で送ること

6 提出書類

- (1) 参加表明書【様式1】・・・1部
- (2) 企画提案書【様式自由・A4サイズ(片面印刷、10ページまで)】・・・7部(正本1部 副本6部)
※正本を除き、企画提案者が特定できる表現やロゴマーク等の記載がないよう作成すること。

※スケジュール、立ち寄り先、食事場所（メニュー・アレルギー品目等）を必ず記載すること。

※雨天等天候によって、実施日のスケジュールが変更となる場合には、変更後のスケジュールについても記載すること。

(3) 価格提案書（見積書）・・・・・・正本1部

企画料、施設入場料、バス借上げ料、運転手代金、ガイドまたは添乗員代金、高速道路代、駐車場代、旅行傷害保険代、旅行業務取扱代金、参加者負担金徴収業務代金、その他仕様書の内容を実施するための代金、および消費税を含むものとする。なお、参加者負担金は含まない。

(4) 施設詳細・昼食内容等、企画提案書を補足する資料（施設利用料や入場料等がわかる資料のパンフレット等と、昼食の内容がわかる資料）・・・・各7部

(5) 昼食代の料金内訳書（消費税込3,000円までとする）・・・・・・正本1部

(6) 施設内の危険個所（階段、坂道、その他）の有無と有の場合の写真等、洋式トイレの有無及び数、椅子・ベンチの数、救護室（専門室）の有無及び無の場合の代替室の有無、施設近隣の医療機関名をまとめた表・・・・・・7部

(7) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明（直近1年分）・・・・・・正本1部

※発行日から3ヶ月以内のもの

【書類作成時の留意事項】

- ・(1) は指定の様式を使用し、A4サイズ1ページで作成すること。
- ・(5) 昼食代は、参加者負担金に含み、価格提案書（見積書）の提案金額には含まれない。昼食内容（アレルギー関連品目があれば明示すること）及び料金を提案時に提示すること。
- ・(6) は任意様式で、A4サイズ（片面印刷、2ページまで）で作成すること。
- ・その他 急病やケガ人が発生した場合の対応について提案時に明記すること。

7 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、老人クラブ歩行会企画実施委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）において行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

提出書類について審査を実施し、上位3者を第一次審査通過者として選定する。第一次審査の結果は、令和7年6月25日（水）までに全ての参加事業者にメール及び書面により通知し、併せて、第二次審査対象者には、集合時間及び場所等詳細を通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション） 令和7年6月30日（月）

- ① 第一次審査通過者について、プレゼンテーション審査を実施する。会場、時間等の詳細は、第一次審査結果とともに通知する。時間は1者あたり、25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分程度）とする。
- ② 説明は、業務責任者が同席し、本業務を主体的に担当する者が行うこと。参加人数は3名までとする。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点（850点）の6割（510点）未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において江東区ホームページ（<http://www.city.koto.lg.jp>）において公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案までとする。

(3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とする。

(7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。

(8) 提出された書類等は、一切返却しない。

(9) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する。（ただし、区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く。）

11 担当部署

江東区福祉部長寿応援課長寿応援係（江東区役所 3 階 9 番窓口）

電話：03-3647-4541（直通）

FAX：03-3647-9247

E-mail 2302010@city.koto.lg.jp